

「第415回 判例・事例研究会」

テーマ：デッドロックによる株式会社の解散請求

日 時	令和6年5月29日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	事 件 名 解散請求事件 判 決 日 東京高等裁判所 令和5年3月9日
事件の概要	<p>原告Xは被告であるY株式会社の株主である。</p> <p>Y株式会社の代表取締役であるAは、2010年頃から、定款に記載のないアグリビジネスをYの事業として展開するべく、研究・調査を行うようになった。</p> <p>Xは、①AによるYの業務遂行は、Xの意向をまったく無視したものであり、違法な運営が常態化している、Xの議決権は50%にとどまり、解散の訴え以外にAの業務遂行を是正する方法がない、Y株式会社の実質的に唯一の資産である現預金は、定款に記載がなく事業性のないアグリビジネスのために年間約1,000万円のペースで流出し続けており、Y株式会社において、この減少した現預金を回復する具体的な目途はないことから、会社法833条1項1号の解散事由がある、②Y株式会社の代表者であるAの不公平かつ利己的な業務遂行により、Xはいわれのない不利益を被っており、抜本的な解決に資する手段はY株式会社の解散の他にないため、会社法833条1項柱書の「やむを得ない事由」があるなどと主張し、会社法833条に基づきY株式会社の解散を求めて訴えを提起した。</p>

判決要旨

1 会社法 833 条 1 条 1 項の解散要件について

「Y株式会社の代表者AとXは、Yの発行済株式総数の各半数を保有しているところ、Yがこれまで唯一の事業であったX製造に係る製品の販売事業の代わりに、定款を変更して新たにアグリビジネスを目的事業としてこれを推進すべきか、直ちに解散して清算すべきかなどをめぐり、Y代表者とXの意見が対立して膠着状態に陥っており、本件訴訟提起後に開催された株主総会においても同様であった。この膠着状態が容易に解消されることは見込めないというべきであって、Yにおいて多数決原理に基づく重要事項の意思決定が不可能となっているものと認められる。」とし、会社法 833 条 1 条 1 項に該当する事由があると認めた。

2 会社法 833 条 1 項の「やむを得ない事由」

「Y株式会社は業務継続が困難な状態にあるところ、別訴における和解協議の結果等に照らし、Xが保有するY株式をYその他第三者に譲渡することは困難であると認められ、Yの資産に対するXの株主としての正当な権利を保護するためには、Yを解散して清算を受けるほかないというべきであるから、会社法 833 条 1 項に規定する「やむを得ない事由」があると認めるのが相当である。」とし、会社法 833 条 1 項柱書の「やむを得ない自由」があると認めた。

以上